

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		施設利用の制限等
根拠条例・規則等名		さいたま市図書館条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 中央図書館 管理課 (電話：048-871-2172)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		